

## 報告第 15 号

### 臨時代理した事件(名張市社会教育委員の委嘱及び任命)の承認 について

名張市社会教育委員設置に関する条例(昭和 30 年条例第 11 号)第 2 条の規定に基づく名張市社会教育委員の委嘱及び任命については、別紙のとおり行ったので報告し、承認を求める。

平成 30 年 7 月 9 日報告

名張市教育委員会  
教育長 上 島 和 久

## 名張市社会教育委員の委嘱及び任命について

任期 平成30年6月10日～平成32年6月9日

| 区分           | 氏名                  | 委嘱年月日      |    | 備考                              |
|--------------|---------------------|------------|----|---------------------------------|
| 学校教育<br>関係者  | フクシマ マサカズ<br>福島 雅一  | 平成30年6月10日 | 新任 | 校長会代表（比奈知小学校）                   |
|              | フジワラ タケシ<br>藤原 武    | 平成30年6月10日 | 新任 | 校長会代表（梅が丘小学校）                   |
| 社会教育<br>関係者  | サイトウ ケン<br>斉藤 健     | 平成18年6月10日 | 再任 | 体育団体代表（名張市体育協会）                 |
|              | フジハラ サチコ<br>藤原 佐知子  | 平成30年6月10日 | 新任 | PTA代表（名張市PTA連合会）                |
|              | コウノ カズヒト<br>耕野 一仁   | 平成25年5月1日  | 再任 | 文化団体代表（名張文化協会）                  |
|              | フクモリ ジュウイチ<br>福森 十一 | 平成30年6月10日 | 新任 | 生涯学習推進協議会代表<br>（薦原市民センター長）      |
|              | ゴキキ フクオ<br>小引 福夫    | 平成27年5月29日 | 再任 | 地域づくり組織代表<br>（つつじが丘・春日丘自治協議会会長） |
| 学 識<br>経 験 者 | スズノノ ヒロシ<br>須曾野 仁志  | 平成24年6月21日 | 再任 | 三重大学教育学部教授                      |
|              | イタイ マサナリ<br>板井 正斉   | 平成22年6月10日 | 再任 | 皇學館大学教育開発センター副セン<br>ター長准教授      |
|              | ワカヤマ ハルオ<br>若山 東男   | 平成24年6月10日 | 再任 | 企業経営経験者<br>社会教育貢献者              |
|              | マスオカ タカノリ<br>増岡 孝則  | 平成24年6月10日 | 再任 | 社会教育経験者                         |
|              | カンノ ミル<br>神野 稔      | 平成28年6月10日 | 再任 | 社会教育経験者                         |
| 家庭教育<br>関係者  | サワダ タスコ<br>澤田 田鶴子   | 平成16年6月10日 | 再任 | 青少年健全育成関係者                      |
|              | ハシモト カオリ<br>橋本 香里   | 平成30年6月10日 | 新任 | 家庭教育スタッフ                        |

**改正**

平成12年3月29日条例第1号

平成14年3月25日条例第21号

名張市社会教育委員設置に関する条例

(設置)

**第1条** 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第1項に基づき名張市に社会教育委員を置く。

(委嘱)

**第2条** 社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(定数及び任期)

**第3条** 委員の定数は、27名以内とする。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、後任者が就任するまで在任する。
- 3 委員を辞任するとき、教育委員会の承認を経なければならない。
- 4 補欠による後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

**第4条** 委員会は、委員の中から委員長及び副委員長各1名を選出する。

- 2 委員長及び副委員長の任期は1年とする。ただし、再選を妨げない。

(会議)

**第5条** 社会教育委員の会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は、定例会と臨時会とする。
- 3 定例会は、毎月1回これを招集する。

**第6条** 会議は、委員半数以上の出席がなければ開くことができない。

(費用弁償)

**第7条** 社会教育委員会の費用弁償及びその他の支給については、予算の範囲内において教育委員会がこれを定める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。